2.直接請求

- (2) 監査の直接請求に関する調 (平成28年4月1日 から 平成30年3月31日 まで)
- ① 都道府県分 <該当なし>
- ② 市町村分ア 総括表

(単位:件)

都道府県名	証明書の交付のみに 終わったもの	署名簿が取り 下げられたもの	請求を却下したもの	請求書を受理したもの	計
北海道				1	1
福島県				1	1
鳥取県				1	1
福岡県				1	1
長崎県				1	1
合計	0	0	0	5	5

イ 内訳表

都道府県名	市町村名	請求事項	請求代表者証明書交付年月日	1人衣有数	①有権者数 ②署名総数 ③有効署名 ④法定署名 (人)	署名の審査 数 に要した日 数 数 (日)	: 署名縦覧中 の異議申出	①請求受理年月日 ②監査結果公表年月日 ③監査結果の概要	備考
北海道		泊村事務監査請求について	H29. 8. 23	1	① 1,	.74	①却下	① H29. 10. 3	
	泊村				2	40 2	②棄却	② H30. 1. 31	
	1043				3	40	③認容 1件	③ 村塵芥収集処理業務に係る事務の適正化が求められる。	
					4	30		の 竹座外収来だ母来物に赤る事務の適正化が小のりれる。	
福島県 古殿		古殿町監査請求について	H28. 7. 7	1	① 4,	002	①却下	① H28. 8. 25	
	古殿町				2	.79	②棄却	② H28. 10. 17	
					3	.77	③認容	③ 健全財政である	
					4	99		C RELINIST TO U	
鳥取県 江府町			H28. 9. 13	2	① 2,	307	①却下	① H28.11.2	
	江府町				2	81	②棄却 1件	② H29. 3. 17	
	122/13/3				3	76	③認容	③ 契約価格が不当に高いとまでは言えない。	
					4	57		S SASIMILIA I STEPLINE CON CONTROL OF	
福岡県う		農地に建立されている墓石に関する事務監査請求について	H28. 7. 13	4	① 26,	11	①却下	① H28. 8. 5	
	うきは市				2	24	②棄却	② H28. 9. 12	
					3	706	③認容 1件	農地に建立されている墓石は、法に抵触すると考えられるの ③ で、行政指導が不十分であり、解決を図るとともに、法令遵守 するよう指摘した。	
					4	521			
長崎県 3		ごみ焼却施設建設計画の白紙撤回 を求める	H28. 3. 4	6	① 33,	057	①却下	① H28. 4. 15	
	五島市				② 1,	20	②棄却	② H28. 8. 5	
	加加川				③ 1,		③認容	③ 請求に理由がない	
					4	662			
計	5団体	5件					①却下 0件 ②棄却 1件 ③認容 2件		